

委員会提出議案第 1 号

境港市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

境港市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和3年3月23日 提出

提 出 者

境港市議会

議会運営委員会委員長 米 村 一 三

## 境港市議会会議規則の一部を改正する規則

境港市議会会議規則（昭和52年境港市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、事故」を「、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「、日数を定め」を「、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし」に改める。

第93条第1項中「邦文を用い請願の」を「、邦文を用いて、請願の」に、「、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印を」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願」を「前2項の請願」に、「記名押印しなければ」を「記名押印をしなければ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 会議への欠席事由及び出産に伴う欠席期間の明記（第2条関係）  
欠席事由として、新たに「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助」を明記するほか、出産のため出席できないときにあらかじめ明らかにする欠席期間を、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から、出産の日後8週間を経過する日までの範囲内と規定する。
  
- 2 請願書への押印規定の改正（第93条関係）  
請願者が請願書へ署名する場合、押印を不要とし、あわせて請願者が法人の場合も同様の取り扱いとするための規定の整理を行う。
  
- 3 施行期日  
公布の日